

契約担当官
航空自衛隊新潟救難隊
会計班長 井上 直人

公 告

下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

品名(件名)	規格	納地(履行場所)	納期(履行期間)
大腸がん検診 外	仕様書のとおり	契約相手方指定事業所及び航空自衛隊佐渡分屯基地	令和 6 年 5 月 1 3 日～令和 7 年 3 月 3 1 日

2 入札方式：一般競争入札

3 入札日時：令和 6 年 5 月 1 3 日(月) 1 0 時 0 0 分

4 入札場所：航空自衛隊 新潟救難隊 幹部食堂

5 入札説明会：有 (無)

6 入札参加資格：(1) 予決令第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者
(2) 全省庁統一資格「役務の提供等」の A、B、C 又は D に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(3) 防衛装備庁長官又は航空幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にあるものであって当該者と同種の物品の販売又は製造若しくは役務請負について契約を行おうとする者でないこと。
(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りでない。

7 保証金：(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：免除

(ただし、入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額(見積もる金額の 1 0 0 分の 5 以上)を徴収する。)

8 入札の無効：第 6 項の参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9 契約方法：単価契約(単品決定)

10 入札方法：落札決定に当たっては、入札書に記載された単価をもって決定する。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約書の作成：(有) 無

12 適用する契約条項：航空自衛隊標準契約条項委託契約条項及び適用契約条項の関係条項による。

13 契約条項を示す場所：航空自衛隊新潟救難隊会計班事務室及び新潟分屯基地ホームページ

(1) 代理者の入札参加は、委任状を持参するものとする。

(2) 郵送による入札の場合は、令和 6 年 5 月 1 0 日(金)までに必着のこと。

(3) 入札参加希望者は、入札日前日までにその旨を(4)の連絡先まで通知するとともに、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること(FAX 可)

(4) 本記載事項の詳細については、会計班担当者まで照会されたい

航空自衛隊新潟救難隊 会計班 担当者：渡部

電話番号：(代表) 0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 1 (内線) 2 7 2

FAX 番号：0 2 5 - 2 7 3 - 9 2 1 2

※現在有効分の資格決定通知書(写し)を事前に提出すること。(FAX 可)

(5) 仕様書記載事項に係る質問等については、要求元担当者に照会されたい。

航空自衛隊第 4 6 警戒隊衛生係 担当者：田宮 内線 207

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	大腸がん検診		佐渡LPS-X-00120-2	
			承認	令和 4年 1月28日
			作成	令和 4年 1月28日
			改正	令和 4年 4月11日
				令和 6年 2月 2日
作成 部隊 等名	第46警戒隊			

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する大腸がん検診について適用する。

1. 2 履行場所

契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 検診方法は、便潜血反応検査2日法とする。

2. 2 大腸がん検診の採便容器は、2日分のものとし、採便方法についての説明書、検体提出用の袋等を添付しておくこと。

2. 3 検査容器は、官側の提出した検査対象者名簿に基づき、契約相手方が用意するものとし、検査容器の引取り、引渡しは官側が行う。

2. 4 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 記録の保存

契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じて検査結果を官側に譲渡するものとする。

4 特記事項

4. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等（検体採取容器を含む）に関して負担するものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。

4. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用と全体の一覧表(契約相手方任意様式)を分けて提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

4. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

4. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

4. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	肺がん喀痰細胞診	佐渡LPS-X-00119-2	
		承認	令和 4年 1月28日
		作成	令和 4年 1月28日
		改正	令和 4年 4月11日
			令和 6年 2月 2日
作成部隊等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する、肺がん喀痰細胞診について適用する。

1. 2 履行場所

契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 検診項目は、喀痰細胞診とする。

2. 2 喀痰細胞診は、年齢45歳以上かつ喫煙係数が600以上の隊員、職業性など高危険群と考えられる隊員、又は官側が特に必要と認める隊員に対して行う。

2. 3 検査容器は、官側の提出した検査対象者名簿に基づき、契約相手方が用意するものとし、検査容器の引取り、引き渡しは官側が行う。

2. 4 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 精度管理

固定標本の顕微鏡検査は、日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞専門医と細胞検査士が連携して行う。

4 記録の保存

契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じて検査結果を官側に譲渡するものとする。

5 特記事項

5. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等（検体採取容器を含む）に関して負担するものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。

5. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用と全体の一覧表（契約相手方任意様式）を提出するものとし、それを以

件名	肺がん喀痰細胞診
----	----------

て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

5. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。
5. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。
5. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
5. 6 契約相手方の施設で行う際の佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	血液検査	佐渡 LPS-X-00151-1	
		承認	令和 6年 2月 2日
		作成	令和 6年 2月 2日
		改正	令和 6年 4月 2日
			令和 年 月 日
作成 部隊 等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊（以下「官側という」）が実施する、血液検査について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 検査項目及び実施要領

2. 1 検査項目については、内訳書（別紙）のとおりとする。

2. 2 実施日、実施人数については、官側が都度示すものとする。

3 特記事項

3. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等（検体採取容器を含む）に関して負担するものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。

3. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用と全体の一覧表（契約相手方任意様式）を分けて提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

3. 3 役務の完了については、官側の検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

3. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

3. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

3. 6 契約相手方施設で血液検査を実施する場合は、佐渡分屯基地から契約相手方施設の間の隊員の送迎を、官側が行う。

内 訳 書

番号	項目	15項目	3項目	2項目	性病 検査	血液型 検査
1	TG	○				
2	HDL-C	○				
3	LDL-C	○				
4	GLU	○				
5	UA	○				
6	BUN	○				
7	クレアチニン	○				
8	白血球数	○				
9	赤血球数	○				
10	血色素	○				
11	ヘマトクリット	○				
12	血小板数	○				
13	AST	○	○			
14	ALT	○	○			
15	γ-GTP	○	○			
16	HBS抗原			○		
17	HBS抗体			○		
18	梅毒 (RPR 定性法)				○	
19	ABO型 (オモテ・ウラ)					○
20	Rh (D) 型					○

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	胸部X線検査	佐渡LPS-X-00046-4	
		承認	平成27年 3月17日
		作成	平成27年 3月17日
		改正	平成30年 3月14日
			令和 4年 1月28日
			令和 4年 4月11日
		令和 6年 2月 2日	
作成部隊等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する、胸部X線検査について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 胸部X線撮影（間接）による検査とする。

2. 2 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 記録の保存

契約相手方は、X線フィルム及びX線画像を撮影の日の翌日から起算して3年間保存するものとする。又、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じてX線フィルム及びX線画像、検査結果を官側に譲渡するものとする。

4 特記事項

4. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等に関して負担するものとする。

4. 2 検査の結果については、異常なし、経過観察、要精密検査等の用語を使用して結果を出すものとする。上記の用語を使用することができない場合は読み替え一覧表を作成し結果とともに配布するものとする。

4. 3 契約相手方は、検査結果及びフィルム番号を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用と全体の一覧表（契約相手方任意様式）を分けて提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

4. 4 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

4. 5 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

4. 6 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

4. 7 契約相手方の施設で行う際の佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	心電図検査	佐渡LPS-X-00116-2	
		承認	令和 4年 1月28日
		作成	令和 4年 1月28日
		改正	令和 4年 4月11日
			令和 6年 2月 2日
作成部隊等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する心電図検査について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 検診方法は、安静時の標準12誘導心電図（判読込）とする。

心電図検査の詳細については「循環器病予防ハンドブック」（一般社団法人日本循環器管理研究協議会編）等を参考とすること。

2. 2 心電図検査の結果については、実施機関から受診者へ説明（紙面を可とする。）するものとする。

2. 3 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 特記事項

3. 1 契約相手方は、検診に使用する物品等に関して負担するものとする。

3. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用（契約相手方任意様式）を提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

3. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

3. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

3. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

3. 6 契約相手方の施設で行う際の佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	胃部X線検査	佐渡LPS-X-00121-2	
		承認	令和 4年 2月 1日
		作成	令和 4年 2月 1日
		改正	令和 4年 4月 11日
			令和 6年 2月 2日
作成部隊等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する胃部X線検査について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 撮影の体位及び方法は、日本消化器がん検診学会の方式によるものとする。

2. 2 造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220w/v%の高濃度バリウム、120～150mlとする。）保つとともに、副作用等の事故に注意するものとする。

2. 3 撮影終了後、受診者に適切な説明を行って緩下剤を渡すものとする。

2. 4 履行場所については官側との調整によるものとする。

2. 5 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 読影方法

読影は原則として2名以上の医師によって行う（うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする）。その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影する。

4 記録の保存

契約相手方は、胃部X線フィルムを撮影の日の翌日から起算して3年間保存するものとする。又、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じてX線写真、検査結果を官側に譲渡するものとする。

5 特記事項

5. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等に関して負担するものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。

5. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個

件 名	胃部X線検査
-----	--------

人配布用と全体の一覧表（契約相手方任意様式）を分けて提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

5. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認を持って完了とする。
5. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。
5. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
5. 6 契約相手方の施設で行う際の佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	定期健康診断（コース）	佐渡LPS-X-00091-3	
		承認	平成31年 3月15日
		作成	平成31年 3月15日
		改正	令和 4年 2月 1日
			令和 4年 4月11日
			令和 6年 2月 2日
作成 部隊 等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する、定期健康診断（コース）について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 検査項目については別紙による。

2. 2 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき実施する。

2. 3 実施日、実施項目、数量については、都度示すものとし、実施場所については別途調整する。また、各検査においては、実施者が受検者に対して適切な説明をするものとする。

2. 4 実施の際、検査に起因し、体調不良を訴える等の異常事態等が発生した場合、速やかに対処し、報告するものとする。

3 特記事項

3. 1 レントゲンフィルムの読影及び心電図、血液検査等の判定並びに、総合判定は契約相手方の医師が行うものとする。

3. 2 契約相手方は、X線フィルム及びX線画像を撮影の日の翌日から起算して3年間保存するものとする。又、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じてX線フィルム及びX線画像、検査結果を官側に譲渡するものとする。

3. 3 心電図の用紙については、各個人用のものを官側に提出するものとする。

3. 4 各検査項目については、異常なし、経過観察、要精密検査の用語を使用して結

件名	定期健康診断（コース）
----	-------------

果を出すものとする。上記の用語を使用することができない場合は読み替え一覧表を作成し結果とともに配布するものとする。

3. 5 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用と全体の一覧表（契約相手方任意様式）を提出するものとする。それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。
3. 6 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認を持って完了とする。
3. 7 契約相手方は、検査に使用する物品等（検体採取容器を含む）に関して負担するものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。
3. 8 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。
3. 9 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
3. 10 契約相手方の施設で行う際の佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

定期健康診断内訳書

検査項目		A コース	Aコース +性病検診	B コース	Bコース +性病検診	C コース	Cコース+ 性病検診
問診（既往歴、自覚症状）・ 聴力検査		○	○	○	○	○	○
尿検査（糖・蛋白・潜血）		○	○	○	○	○	○
身体測定（身長・体重・BMI・腹 囲・視力）		○	○	○	○	○	○
X線検査	胸部X線（間接）	○	○	○	○	○	○
	胃部X線	○	○				
血圧測定		○	○	○	○		
心電図検査（12誘導）		○	○	○	○		
血液検査 （16項目）	①TG	○	○	○	○		
	②HDL-C	○	○	○	○		
	③LDL-C	○	○	○	○		
	④GLU（空腹 時）	○	○	○	○		
	⑤UA	○	○	○	○		
	⑥BUN	○	○	○	○		
	⑦クレアチニン	○	○	○	○		
	⑧AST	○	○	○	○		
	⑨ALT	○	○	○	○		
	⑩γ-GTP	○	○	○	○		
	⑪白血球数	○	○	○	○		
	⑫赤血球数	○	○	○	○		
	⑬血色素	○	○	○	○		
	⑭ヘマトクリッ ト	○	○	○	○		
	⑮血小板数	○	○	○	○		
	⑯HbA1c	○	○	○	○		
血液検査（性病）	梅毒（RPR定 性法）		○		○		○

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	子宮がん検診	佐渡LPS-X-00105-3	
		承認	令和 2年 4月16日
		作成	令和 2年 4月16日
		改正	令和 4年 1月28日
			令和 4年 4月11日
			令和 6年 2月 2日
作成 部隊 等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する子宮がん検診について適用する。

1. 2 履行場所

契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 検診方法は、問診・視診・内診・子宮細胞診とする。

2. 2 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 記録の保存

契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じて検査結果を官側に譲渡するものとする。

4 特記事項

4. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等に関して負担するものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。

4. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ個人配布用と全体の一覧表（契約相手方任意様式）を分けて提出するものとし、それをもって検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

4. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

4. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

4. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

4. 6 佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	特定化学物質検診 (クロム酸 (胸部 X 線あり))		佐渡LPS-X-000123-1	
			承認	令和 4年 4月 11日
			作成	令和 4年 4月 11日
			改正	令和 6年 2月 2日
				令和 年 月 日
作成部隊等名	第46警戒隊			

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する特定化学物質検診について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 検査項目については別紙による。

2. 2 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 結果通知書の作成

契約相手方は、診断結果を受診対象者に通知するための結果通知書（契約相手方任意様式）と検査官へ提出する全体の一覧表（契約相手方任意様式）を作成すること。作成した結果通知書等については、官側とその内容を十分調整し、必要があれば修正を行うものとする。

4 記録の保存

契約相手方は、X線フィルム及びX線画像を撮影の日の翌日から起算して3年間保存するものとする。又、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じてXフィルム及びX線画像、検査結果を官側に譲渡するものとする。

5 特記事項

5. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等に関して負担するものとする。

5. 2 契約相手方は、結果通知書等を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

5. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

件名	特定化学物質検診（クロム酸（胸部 X 線あり））
----	--------------------------

- 5. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。
- 5. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。
- 5. 6 佐渡分屯基地から契約相手方施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

特別化学物質検診（クロム酸）

検 査 項 目	備 考
自覚症状の検査	問診及び聴打診等により、咳、痰及び胸痛の有無等について確認する。
鼻腔及び皮膚の検査	問診、診察及び鼻鏡等を使用し、鼻粘膜の障害及び皮膚の炎症及び潰瘍等の有無の検査を実施する。
肺臓の検査	胸部X線撮影（直接）による検査とする。

航空自衛隊仕様書				
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書		
	性質による分類	個別仕様書		
物品番号			仕様書番号	
品名 又は 件名	特定化学物質検診 (クロム酸 (胸部 X 線なし))		佐渡 L P S - X - 0 0 0 1 2 4 - 2	
			承認	令和 4 年 4 月 1 1 日
			作成	令和 4 年 4 月 1 1 日
			改正	令和 5 年 4 月 1 1 日
				令和 6 年 2 月 2 日
作成部 隊等名	第 4 6 警戒隊			

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第 4 6 警戒隊が実施する特定化学物質検診について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設 (佐渡市内に限る。)

2 実施要領

2. 1 検査項目については別紙による。

2. 2 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 結果通知書の作成

契約相手方は、診断結果を受診対象者に通知するための結果通知書 (契約相手方任意様式) と検査官へ提出する全体の一覧表 (契約相手方任意様式) を作成すること。作成した結果通知書等については、官側とその内容を十分調整し、必要があれば修正を行うものとする。

4 特記事項

4. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等に関して負担するものとする。

4. 2 契約相手方は、結果通知書等を検査の日の翌日から起算して 1 4 日以内に官側へ提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

4. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

4. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

4. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

4. 6 佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

特別化学物質検診（クロム酸）

検 査 項 目	備 考
自覚症状の検査	問診及び聴打診等により、咳、痰及び胸痛の有無等について確認する。
鼻腔及び皮膚の検査	問診、診察及び鼻鏡等を使用し、鼻粘膜の障害及び皮膚の炎症及び潰瘍等の有無の検査を実施する。

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	有機溶剤検診	佐渡LPS-X-00094-4	
		承認	令和 元年 9月 3日
		作成	令和 元年 9月 3日
		改正	令和 4年 1月 28日
			令和 4年 4月 11日
			令和 5年 3月 2日
			令和 6年 2月 2日
作成部隊等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施する、有機溶剤検診について適用する。

1. 2 履行場所

航空自衛隊佐渡分屯基地及び契約相手方施設（佐渡市内に限る。）

2 実施要領

2. 1 自覚症状の検査

問診及び聴打診等により頭痛、めまい、不眠、体重減少等について確認する。

2. 2 尿中代謝物の検査

尿中2・5-ヘキサンジオンの検査を実施する。

2. 3 実施日、実施人数については、都度示すものとする。

3 結果通知書の作成

契約相手方は、診断結果を受診対象者に通知するための結果通知書（契約相手方任意様式）と検査官へ提出する全体の一覧表（契約相手方任意様式）を作成すること。作成した結果通知書等については、官側とその内容を十分調整し、必要があれば修正を行うものとする。

4 特記事項

4. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等に関して負担するものとする。

4. 2 契約相手方は、結果通知書等を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。

4. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認をもって完了とする。

4. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。

4. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

4. 6 佐渡分屯基地から契約相手方の施設間の隊員の送迎については、官側で行う。

航空自衛隊仕様			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	ノロウイルス検査	佐渡LPS-X-00102-3	
		承認	令和 2年 4月 2日
		作成	令和 2年 4月 2日
		改正	令和 4年 1月 28日
			令和 4年 4月 11日
			令和 6年 2月 2日
作成 部隊 等名	第46警戒隊		

1 総則

1. 1 適用範囲

本仕様書は、第46警戒隊が実施するノロウイルス検査について適用する。

1. 2 履行場所

契約相手方施設

2 実施要領

2. 1 採取容器は、官側の提出した検査対象者名簿に基づき、契約相手方が用意するものとし、採取容器の引取り、引渡しは契約相手方の負担で行う。

2. 2 実施項目

a) ノロウイルス迅速検査

エライザ法若しくはイムノクロマト法又は、これらと同等の方法による。

b) ノロウイルス高感度検査

RT-PCR法による。

ノロウイルス迅速検査結果が陽性の隊員について実施する。

2. 3 検査の結果、陽性判定があった場合は、速やかに適宜な方法で報告（電話報告可）するものとし、高感度検査を速やかに実施するものとする。

2. 4 実施日、実施人数、検体容器の受け渡しについては都度示すものとする。

3 記録の保存

契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して5年間保存するものとする。ただし、内部規定等により別段の定めがあり、これにより難しい場合は、官側と協議するものとし、必要に応じて検査結果を官側に譲渡するものとする。

4 特記事項

4. 1 契約相手方は、検査に使用する物品等（検体採取容器を含む）に関して負担す

件名	ノロウイルス検査
----	----------

るものとし、医療廃棄物については、適正に処分するものとする。

4. 2 契約相手方は、検査結果を検査の日の翌日から起算して14日以内に官側へ受検者の検査結果の一覧表（契約相手方任意様式）を提出するものとし、それを以て検査官は、役務完了検査を実施するものとする。
4. 3 役務の完了については、検査官による前項の提出書類の確認を持って完了とする。
4. 4 本仕様書に明記されていない事項及び契約の履行中に生じた不具合事項等については、速やかに契約担当官と協議し、解決するものとする。
4. 5 契約相手方は、この契約の履行に際し、知り得た秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。